

平成 28 年 3 月 19 日 (土)

家賃、奨学金、借金、すぐ払えと言われて悩んでいます・・・
司法書士による「『その請求に困ったら』無料面談電話相談会」

を開催します

長野県司法書士会
会長 室賀真喜男

長野県司法書士会では、平成 28 年 3 月 19 日 (土)、訴訟上あるいは訴訟外を問わず、金銭の支払い請求を受け、その対応に困っている方を対象とした「『その請求に困ったら』無料面談電話相談会」を下記の要領で開催します。

◆日 時：平成 28 年 3 月 19 日 (土) 午前 10 時～午後 5 時

◆相談方法：下記会場における面談相談又は電話相談

1 面談相談 (要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館 3 階 (長野市妻科 3 9 9 番地)

【予約電話】0 2 6 - 2 3 2 - 7 4 9 2

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2 電話相談

【電話番号】0 1 2 0 - 4 4 8 - 7 8 8 (フリーダイヤル)

◆相談料：面談及び電話相談ともに無料です

◆相談例：昔借りた借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか？

就職できなかった。奨学金の支払いをどうしよう・・・

給与が下がって家賃を滞納してしまった・・・

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：0 2 6 - 2 3 2 - 7 4 9 2)

裁判所が公表している司法統計によると、金銭を目的とする通常訴訟事件のうち、被告に代理人が関与している事件の件数は全体の 1 割程度にとどまります。代理人の関与しない訴訟には、法的に支払い義務のなくなった債権 (時効消滅等)、支払猶予あるいは免除制度のある債権 (奨学金等) の請求事件が多く含まれていると考えられています。また、すでに消滅時効の年数を経過した債権を買い取ったうえ個別訪問や裁判手続きを利用して借り主からの回収を図る貸金業者なども報告されており、これらに対しては、法律知識を持った専門職が関与していれば請求を退けられた可能性があります。さらに支払督促や少額訴訟など裁判所の簡易な申立制度を悪用した架空請求も報告されており、徒に不安を煽られた被害者に対する支援が求められています。

そして、大学生の半数以上が利用している奨学金ですが、大学卒業後、その返済の滞る利用者が増加しています。日本学生支援機構によると、その数は 2 0 1 2 年度で 3 3 万人あまりに及びます。これに対して日本学生支援機構はサービサーや支払督促制度を利用した回収を強化しています。しかし社会経験に乏しい利用者が適切な対応を取ることは容易ではなく、法律家の支援が求められています。

司法書士は、これまで多くの金銭請求事件に関与し訴訟上あるいは訴訟外で請求を受けて困っている市民の支援活動にも積極的に取り組んできました。本相談会では上記の例以外にも、何らかの請求を受け、お困りの方々のご相談に応じます。

なお、本相談会は、司法書士会としては初めて全国規模で開催します。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、1 4 0 万円以下の金銭請求等の場合には、代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。